

CC Cheer Dance School 会員規約

第 1 条【規約】

本規約は、CC CheerDanceSchool(以下、「本スクール」といいます)が提供するダンスレッスン(以下、「本レッスン」といいます)を受講する生徒(以下、「会員」といいます)が、本レッスンを受講する際の規約について定めたものになります。

第 2 条【適用範囲】

1. 本規約は、本スクールを利用されるすべての会員に適用されます。
2. **本スクールに入会申し込みをした時点で本規約及び細則に同意したものとみなされます。**
3. 会員は、本規約を誠実に遵守してください。

第 3 条【入会資格】

次の各号の何れかに該当する方は本スクールの会員になる事は出来ません。

- ① 本規約および本スクールの諸規則を遵守出来ない方
- ② 本申込を行なう方が記載した会員と相違無い事を確認出来ない方
- ③ 暴力団関係者と本スクールが判断した方
- ④ 医師等により運動を禁じられている方
- ⑤ 心臓病、高血圧、精神病、皮膚病、伝染病、その他疾病を有している方
- ⑥ 本スクールが会員としてふさわしくないと判断した方
- ⑦ 対象年齢及び条件と合わない方
- ⑧ 本スクールの主旨に賛同できない方
- ⑨ 会員資格剥奪の履歴がある方

第 4 条【入会契約の手続き】

1. 本スクール会員への入会を希望される方は、本規約及び細則を承諾のうえ、所定の用紙にて入会申し込みをし、別途定める活動開始日から活動に参加することができる。
2. 入会時には、各教室、コースごとの細則に従い入会金等、所定の金額を支払うものとする。

第 5 条【入会申込後のキャンセル】

入会申込後のキャンセルは、いかなる理由でも入会金のご返金は出来ません。

第 6 条【会員資格の譲渡等】

本スクールの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買することは一切出来ません。

第 7 条【メンバーズカード・チケット】

- ① 本スクールは会員にメンバーズカードまたはチケットを交付します。
- ② レッスンを受講の際は必ずメンバーズカードまたはチケットを提出して下さい。(大人クラス)
- ③ メンバーズカード・チケットは本人のみ使用可能とし、他人に譲渡・貸与することは出来ません。
- ④ 会員はメンバーズカード・チケットを紛失、盗難等の際は直ちに連絡の上、所定の手続きをして下さい。(再発行は有料になります)
- ⑤ 会員は、退会または会員資格を喪失した場合、速やかにメンバーズカード及びチケットを本スクールにしなければなりません。

第 8 条【会員資格の有効期限】

最後のレッスン受講から 1 年とします。但し、会員は退会および除名された場合、その資格を失うものとします。

第 9 条【会員資格の剥奪、除名】

本スクールは会員が次の各号のいずれか一つに該当すると認められた場合は、何らの警告なしに会員を除名することが出来るものとします。

- ① レッスン代金の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合。
- ② 禁止行為、迷惑行為に該当すると本スクールが判断した場合。
- ③ 最後にレッスンを受講してから 1 年が経過した場合。
- ④ 本スクールの施設を故意に毀損した場合。
- ⑤ 本規約、その他本スクールの定める規則に違反した場合。
- ⑥ 本スクール及び講師の不当かつ不合理な要求をなすなどして本スクール及び従業員の名誉、信用を著しく毀損した会員。あるいは、本スクールの秩序を乱す会員。
- ⑦ 登録にあたって、虚偽の事項(名前、住所、電話番号等)を記載したことが判明した場合。
- ⑧ その他、本スクールが不適切と判断した場合。

第 10 条【会員資格の喪失】

何らかの理由により会員資格を喪失した場合は、所定の退会届用紙に必要事項を記入、捺印し、メンバーズカード及びチケットを返還するものとします。

第 11 条【入会金及びレッスン代金】

1. 一旦、収めた入会金及びレッスン代金(月謝、チケット代)、イベント参加費はいかなる場合もこれを返還しません(天災、やむを得ぬ事情での閉校等も含む)。
2. 入会金及びレッスン代、衣装代などの金額は、キャンペーン等により変動することがあります。
3. 入会金は、退会するまで有効です。退会後の再入会の際には再び必要となります。

第 12 条【支払い】

1. 支払い方法は、各教室の細則に従うものとする。
2. 支払い期限は、各教室の細則に従うものとする。

第 13 条【支払遅延】

前条第2項の支払い期限までの支払いが遅延した場合、本スクールが定める日までに支払い、同時に延滞料も支払うものとする。当該日までに支払いがなかった会員は、強制退会となります。ただし、退会手続き完了日までに必ず支払ってからの退会とします。

第 14 条【休会】

1. 会員が休会を希望する場合、本スクールに前月の 10 日までに連絡をし、所定の『休会届』を提出し、本スクールの承認を受けた場合に限り認められます。
2. 細則に定める休会費用が必要になります。
3. 休会期間は、1か月～12か月間の休会を認めます。

第 15 条【コース、連絡先等の変更】

1. 在籍するコースを変更する場合、本スクールに前月の 10 日までに連絡をし、所定の『コース変更届』を提出してください。コース変更は、年に2回まで無料とします。又申し出のあった月にコースを変更することは出来ません。なお、電話及び口頭での受付はおこなっておりません。
2. 会員は、氏名・住所・連絡先などの入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに変更の連絡をするものとします。

第 16 条【利用制限】

次の各号に該当する方はたとえ会員の場合でもレッスンを受講及びスタジオ内への立ち入りができません。

- ① 会員の事故、怪我等の防止の為レッスン開始後、20 分以上経過した場合。
- ② 酒気を帯びている方
- ③ 刃物等危険物を持っている方

第 17 条【ビジター制度】

本スクールはクラスに余裕がある場合は、ビジターを受け入れます。ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第 18 条【施設の変更】

本スクールは必要に応じて施設の変更が出来るものとします。

第 19 条(スケジュール変更及び休講、代行)

1. 本スクールおよび本レッスンは、天災、火災などの不慮の事故が生じた場合、または講師の病欠等、急なテレビ撮影、イベント出演等のやむを得ない事情の際に休講または、講師の代行を立てることがあります。
2. 本レッスンに急な変更が生じたときは、本スクールより連絡網にて連絡するものとします。
3. 祝日、GW・お盆・年末年始、施設メンテナンス等の日は休講とする。
4. その他、やむを得ぬ事情により、定められたスケジュール、時間等を変更または廃止することがあります。

第 20 条(発表会・イベント)

1. 発表会・イベントに参加の場合、通常レッスンとは別にイベント追加練習(有料)を設ける場合があります。
2. イベント参加に際して細則に定める衣装、ヘアメイクをした状態で参加するものとする。
3. 発表会・イベント参加時は、本スクールに所定の金額を支払うものとする。
4. 他、細則に定める事項に賛同いただけない場合は、出演できません。
5. スクールの許可なく、他のイベントや他のチアダンススクールや協会主催のレッスンに参加することはご遠慮ください。

第 21 条【会員の義務】

- 1 規律を守り、挨拶・返事を元気よく、お互いに協力し合い励まし合いながら、会員全員が本スクールに親しみ楽しめるよう努めましょう。
- 2 練習・イベントには積極的に参加しましょう。
- 3 会員は、自己の健康管理に十分留意して本レッスンを受講するものとします。本レッスンの受講中及びイベント参加時において、会員の傷病等が発生した場合、できる限り応急の処置を行うものとしますが、本スクールはその責任を負わないものとします。
- 4 会員は、会員自身が出したゴミはすべて会員の責任において持ち帰るものとします。感謝の気

持ちを持ち、きれいに使用してください。

5 会員は、本レッスンの受講中及びイベント参加時において、所持品および貴重品について各自で管理するものとします。万が一、盗難、紛失または破損等の事故が発生したとしても、本スタジオは、その責任を負わないものとします。

6 利用する施設の設備、備品等について故意に破損する行為はしないものとします。故意に破損した場合、当該会員に対し、修理費を請求します。

7 会員は、本レッスン開始5分以上前に、スタジオ内には入室しないでください。本レッスン終了後は、10分以内にスタジオを退室することとしてください。会員は、時間厳守を遵守するものとします。

第 22 条【禁止行為】

以下の行為は禁止します。

1. 他の会員に迷惑のかかるような行為
2. ペットの連れ込み
3. スタジオ及びスタジオ周辺での喫煙行為
4. 床、鏡、壁を汚損、破損する行為
5. 備品を無断で使用する、または持ち出す行為
6. 練習及び発表会の写真や動画、衣装着用写真を無断で投稿や利用する行為
7. 本レッスンを受講する生徒以外が入室すること
8. 講師が認めた場合を除く、保護者のスタジオ内への立ち入り
9. 本スクールおよび講師の名誉、信用を傷つける行為
10. レッスン内容や講師の指導方法等に関しての意見、クレーム等
11. 本スタジオの秩序を乱す行為
12. 故意、過失を問わず法令に違反する行為
13. 本スタジオの運営に支障を与える行為
14. 法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
15. レッスン中に講師の許可なく退出すること
16. 無断でグッズを作成、配布、販売等をする行為
17. 他のチアダンススクールや協会主催のレッスンやイベントへの参加行為
18. スタッフや元講師に連絡を取る行為
19. その他、本スクールが不適切と判断する行為

第 23 条【免責事項】

1. 本スクールは、本規約で特に定める場合を除き、会員が本スクールの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。

2. 会員は自動的に『スポーツ補償制度』が付与され、保証は加入保険の規約通りとし、本レッスン内及びイベント参加時の病気、事故および怪我等に関して本スクールでの責任は負わないものとします。
3. 会員が、本スクールを利用することにより他人に対して損害を与えた場合、会員が賠償責任の責めを負うものとし、本スクールはその責めを負わないものとします。
4. 本スクールは、火災、停電、災害、不慮の事故等、不可抗力による会員の損害に対していかなる賠償責任も負わないものとします。
5. 会員の事情によりコースごとに定められたレッスンに出席できなかった場合、クラス変更、及び入会金・月謝・チケット等の返金は出来ないものとする。
6. 如何なる事由によるとしても、会員が支払った費用について、一切返金できないものとします。また、会員は一切の異議申し立て、補償請求をすることは出来ません。

第 24 条【退会】

1. 止むを得ず退会する場合は、退会する前月10日までに本スクールに連絡をし、前月末までに所定の退会届を提出して下さい。尚、電話、口頭のみの受付は行なっておりません。
2. すでに納付されたレッスン代金は返金できません。
3. 退会する月までは在籍扱いとなり、レッスン代金も納付しなければなりません。
4. 退会時には、メンバーズカード及びチケットを返還しなければなりません。

第 25 条【解散】

1. 止むを得ざる事情による場合に、3ヶ月前の予告をする事により、本スクールを解散する事が出来ます。
2. 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮する事が出来ます。
3. 本スクールの解散の場合、会員に対しての特別の補償は行いません。

第 26 条【個人情報の取り扱い】

本スクールは、会員の本人確認、入会後の会員に対するイベント等の案内および通知、本スクール利用料金の請求等に利用する目的で、入会申込の際に以下の情報(以下これらを総称して「個人情報という」)を保有させていただきます。又、本スクールは、レッスンの活動風景を撮影した写真及び映像等を、本スクールのウェブサイトやプロモーションに利用することができるものとします。

- ① 会員の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、メールアドレス
- ② 本スクールの利用に関して、会員が使用する銀行口座番号
- ③ 運転免許証、パスポート、健康保険証等会員の身分を証明する書類の記載事項
- ④ その他各レッスン受講および参加に伴う必要事項への記載

また、利用目的に照らして不要になった個人情報につきましては速やかにかつ適正に削除、破棄致します。

第 27 条「個人情報の第三者への開示・提供」

以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供致しません。

①会員各位の同意がある場合

②法令に基づき開示、提供を求められた場合

③人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合

第 28 条【改正】

本スクールの利用に関する本規約の改正及び本規約に定めのない事項については、本スタジオがこれを定めることが出来るものとし、その効力は会員・ビジター会員に及ぶものとします。

第 29 条【細則等】

本規程に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第 30 条

この会員規約に関する準拠法は日本法とします。本スクールと会員との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は 2014 年 12 月より発効します。

2020 年 1 月 20 日改訂